

## KG リアルターズクラブ運営細則

### 1. 総会での決議事項

- ① 幹事・監査の選任
- ② 前年度決算ならびに今年度予算
- ③ 規約の変更
- ④ 今年度活動予定

### 2. 事業の運営

- ① クラブの行う事業は規約第3条のとおりであり、各グループで企画立案し、幹事会の承認を経て、総会の承認を受けるものとする。（当該事業を「クラブ事業」という。）
- ② 前1項の総会の承認後、当該年度で行うクラブ事業が新たに発生した場合については、規約第3条の趣旨に合致していることを前提に、幹事会の承認でクラブ事業を行うことができる。また、同時に当該事業を行う担当グループを幹事会で決定する。ただし関西学院大学及び関西学院大学同窓会が行う行事・事業への参加依頼・協力要請に基づくものは会長または副会長の判断で会員に周知することができるものとする。なお、前記以外の事業でも、クラブの会費支出を伴わない事業で、クラブの名称を用いて会員への紹介・協力要請等が必要であると認められる場合（当該事業を「クラブ公認事業」という）は、幹事会の承認を得たうえで、これを行うことができる。
- ③ クラブ事業を行った場合には使用した会費及び活動内容を、クラブ公認事業を行った場合には活動内容を次年度の総会にて会計報告及び各グループの活動報告に含めて報告し承認を得るものとする。

### 3. 幹事会

- ① 幹事会は基本的に3カ月に1回程度開催するものとし、また、必要に応じて会長が臨時幹事会を召集できるものとする。なお、幹事会の承認は「幹事会メール」をもって賛否を図ることもできるものとする。その場合電子メール発信後1週間を目途に幹事の3分の2以上が返信し、そのうち過半数以上の賛成により承認されたものとする。  
尚、電子メールで賛否を図ることのできる事項は下記2項の（ア）及び（コ）ならびに（シ）のうち5万円以下の支出に関する件に限る。
- ② 幹事会の審議・決議事項は下記のとおりとする。
  - （ア） 入会希望者の審査
  - （イ） 会員の資格喪失の審査及び除名
  - （ウ） 次年度予算案
  - （エ） 次年度活動案
  - （オ） 役員（幹事・監査）候補者の選任
  - （カ） クラブ組織の改定案
  - （キ） クラブ規約改定案

- (ク) その他総会決議案
  - (ケ) クラブ運営方針
  - (コ) 本則第2条2項のクラブ事業
  - (サ) 運営細則の作成、改定
  - (シ) 予算（予備費含む）の執行
- ③ 役員が健康状態、人事異動その他の事由により役員としての活動が継続できない場合は幹事会へ報告の上、その職を辞することができるものとする。
- ④ 幹事会の承認、決議、審議内容は指名された書記が議事録を作成しクラブ公式ホームページに議事録を掲載するものとする。尚、書記は会長・副会長・各グループリーダー以外の幹事が持ち回りで務めるものとする。

#### 4. 入会基準細則

規約第4条第1項2に記載している「不動産業或いはこれに関連する業務」とは下記の業務とする。この場合、下記各業は許可権者から免許を受けていることを条件とする。

- (ア) 宅地建物取引業
- (イ) 建設業
- (ウ) 不動産投資顧問業
- (エ) ビル管理業
- (オ) 不動産賃貸業
- (カ) 信託業
- (キ) 不動産鑑定士
- (ク) 弁護士
- (ケ) 司法書士
- (コ) 土地家屋調査士
- (サ) 税理士
- (シ) 公認会計士
- (ス) 一級建築士
- (セ) その他幹事会で認められたもの

#### 5. 会費

- ① 会費の請求は毎年1月末までに郵送にて行い、クラブ指定銀行口座へ振込む方法により毎年2月末日（2月末日が休・祝日の場合前営業日）までに会員の責任において納入するものとする。尚、振込手数料は会員の負担とする。
- ② 期日までに入金のない会員については事務局でとりまとめ、3月15日までにメールにて督促を行い、3月末日（3月末日が休・祝日の場合前営業日）までに入金がなかった場合、自動的に会員資格を喪失するものとする。
- ③ 前記2項により会員資格を喪失した場合でも、当該年度内に会費を納入した場合には1回に限り自動的に会員資格が回復する。

④ 新入会員が1月以降に入会の場合、入会年度の会費は免除する。

## 6. 会計・予算

- ① 予算の執行は担当グループからの提案により幹事会で承認するものとする。
- ② 各グループの当初予算をオーバーする支出、本則第2条第2項のクラブ事業に関する支出は幹事会で承認のうえ予備費から支出する。

## 7. 会員への連絡方法・ホームページ運営・メールの使用

- ① 総会の案内については郵送にて行い、その他事業に関する告知・報告については電子メール及びクラブ公式ホームページで行う。
- ② 会員は連絡の取れる電子メールアドレスを事務局に開示する。また、自己の電子メールアドレスを取得していない会員も会社、親族、知人の会員等、間接的に連絡の取れる電子メールアドレスを事務局に開示する。また、開示した電子メールアドレスに変更があった場合には、すみやかに事務局に報告する。
- ③ クラブの「お知らせメール」の使用についてはクラブの事業（クラブ公認事業を含む）に関する告知・報告・協力依頼、及びクラブ運営に関する告知・報告・意見聴取等、並びに会計（会費の納入・督促を含む）の告知・報告・協力依頼に限る。

## 8. 運営細則の変更・追加

本運営細則の各条項に関して変更または追加の必要が生じた時は、幹事会の承認を経て当該変更または追加を行う。

この場合、幹事会の承認とは、幹事の60%以上が出席し、出席者の過半数の賛成により承認されたものとする。

## 9. リーダー会

幹事会の議案の企画・立案、会の運営方針の意見交換、会長・副会長の補佐を目的として、リーダー会を設置する。

- ① リーダー会は各グループのリーダーにより構成され、オブザーバーとして副会長、事務局メンバーが参加する。また、議案等により幹事に出席を要請することができる。
- ② 前回幹事会后に発生し、次回幹事会までに決定しなければならない事案（本規約第2条第2項にかかる事案等）が発生した場合には、各グループのリーダーがグループメンバーの意見を集約し、リーダー会の承認により、会長及び副会長に判断を仰ぐものとする。
- ③ リーダー会は基本的に毎月1回開催し、会長・副会長・各リーダーからの要請により、随時リーダー会を開催することができるものとする。

以上

## 規約改定案

下記を第 2 2 条に追加及び現行規約第 2 2 条を第 2 3 条とする案

### 記

(運営細則)

第 2 2 条 この規約の施行について必要な事項は、運営細則として幹事会の承認を経て別に定める。